

平成29年度 第2回足立区労働報酬審議会 議事概要

開催日時 及び 場所	平成29年11月13日(月) 14時00分～15時40分 足立区役所11階 入札室
出席委員	渡部典子 会長 小倉絵里 副会長 田中克己 委員 設楽潔 委員 伊藤好麿 委員 早川勝久 委員
審議案件	1 第1回審議会からの検討事項について 2 平成30年度労働報酬下限額(案)について
議事概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開について ・第1回審議会からの検討事項について 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会は公開としているが、非公表情報とされているものに関する質疑があった場合には一旦中断し、議事を非公開としたい。(会長) －各委員了承－ ①労務台帳の事務処理経費について、事務局が説明した。 <ul style="list-style-type: none"> ・内容を精査中している問3と問4については、今後どのように調査を行うのか。(委員) ⇒調査方法等は未定である。問3に関しては事業者によって設問の捉え方が異なっており、問4に関しては算定することが難しいという意見もあった。引き続き研究していく。(事務局) ・公契約条例施行当初は戸惑いも見受けられたが、4年目となり複数回経験した事業者は慣れてきたようにも少し感じる。しかし、工事の規模や種類によって、労務台帳作成事務量の差は大きい。 比較的小規模工事の受注者は、労務台帳の作成を負担に感じないと回答したものと思われるが、全く負担に感じないことは無いと思われる。予定価格に労務台帳の作成経費を見込んで欲しいのが、事業者としての意見である。(委員) ⇒大規模な建築工事では4次下請までであるが、解体工事は2次下請までと少ない。工種によって事務量の差はあると思われる。(事務局) ②保育士等専門職種の労働報酬下限額について、事務局が説明した。 <ul style="list-style-type: none"> ・千代田区の保育園の非常勤職員募集では時間単価は1,560円だった。足立区の保育園の非常勤職員募集では1,483円だった。 民間の募集単価は1,100円から1,300円だった。保育士の資格の有無で異なる単価を設定している。無資格者でも約1,000円で募集していた。保育士については、労働報酬下限額の引き上げを要望したい。(委員) ⇒足立区の臨時職員の賃金では、有資格者の保育士単価は無資格者の単価に200円加算している。 来年度も原則として統一単価とし、保育士については新たに単価を設定する方向で提案する予定である。(事務局)

③熟練労働者以外の労働者の労働報酬下限額の勘案基準について、事務局が説明した。

・労働組合の来庁者に、転職の際は何を活用するか調査したところ、労働者同志の情報交換やフリーペーパーで探すという回答がほとんどであった。

フリーペーパーの内容を分析したところ、募集単価は10,000円が最も多かった。熟練労働者以外の労働者の基準単価として、8,000円ではなく、10,000円とするようお願いしたい。(委員)

⇒最低賃金も毎年上がっており、引き上げが必要だと認識している。具体的には70%の掛け率を75%にすることを考えている。(事務局)

・募集要項では金額を上げているケースが多いが、以前は含んでいなかった時間外労働部分などを固定とみなし、通常の労働時間に含んでいる要項があることを最近確認している。

額面の金額が上がっていても、残業時間を固定労働時間とみなしているなど、以前とは労働条件も異なる求人募集が増えているという印象があるが、実態はどうなのか。見習いでは残業をすること自体が難しいという事情もあるかもしれない。(委員)

・ハローワークの募集要項では詳細まで記載されているが、フリーペーパーでは詳細が記載されていないので、時間外労働までは分からない。確認しておらず、実態は把握できていない。(委員)

④労働報酬下限額の算定基準年度について、事務局が説明した。

・臨時職員の単価以外を算定基準の根拠とする考えはないか。(委員)

⇒足立区公契約条例第9条で、業務委託契約と指定管理者協定の労働報酬下限額については、建設保全業務労務単価、生活保護基準額、足立区臨時職員の賃金単価等を勘案基準としている。具体的な勘案基準は3つだが、条文の「等」として新たな勘案基準を設定することは可能である。

ただし、どういう根拠で勘案基準とするのか、明確な説明が必要である。臨時職員の単価以外で定めるのは可能であるが、条例に列挙されている勘案基準で決定するのが望ましいと考える。(事務局)

・足立区職員の初任給を根拠とすることも可能なのか。(委員)

⇒職員の初任給単価を勘案基準としている自治体もある。条例制定の際、区職員の初任給よりも臨時職員の単価の方が分かりやすいと考えた。区職員の初任給を勘案基準とするには、条例を改正するか、「等」を活用して新たに定めることになるかと思われる。(事務局)

・建設保全業務労務単価と生活保護法に基づく基準額は、確定単価なのか。(委員)

⇒建設保全業務労務単価は国が定める確定単価であるが、生活保護法に基づく基準額は、生活保護法の解釈が自治体ごとに異なるため確定単価ではない。

臨時職員単価は法解釈の違い等の課題がなく、対外的にも分かりやすい。野田市は機械のオペレーターなど、専門様々な職種を抱える業務委託契約があるので、建設保全業務労務単価を採用している。今回保育士の単価は設定するが、未だ専門的な職種を抱える委託契約は少ないため、検討する状況ではないと考える。(事務局)

⑤労働者への周知文書について、事務局が説明した。

<p>・平成30年度 労働報酬下限額 (案)について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事現場の詰所で「足立区公契約条例に関するお知らせ」が掲示されていることは確認しているが、職人は文字ばかりの案内は残念ながら見ない。視覚に訴える方として、人気アニメのキャラクターを活用したポスターを考えたので、公契約条例の適用現場に掲示して頂きたい。(委員) ・公契約条例の周知を目的とするポスターに、特定の団体名が記載されていることに違和感がある。もし、特定の団体名を記載したチラシとして配るのであれば、工事現場の外で配るべきなのではないか。(委員) ⇒視覚に訴える具体的な案を効果的だと思うが、どのように印刷し配布するのか今後調整させていただきたい。(事務局) ・労働組合が工事現場でチラシを配った際、公契約条例が守られていないという声はあったのか。(委員) ・これまで聞き取りした中では、賃金は熟練労働者の金額であるという方もいれば、そうでないという方もいたが、回答した方が熟練労働者なのか熟練労働者以外なのか、判断できない。5年の経験年数があり自分は熟練労働者だと考える方もいるが、10年の経験年数があっても熟練労働者ではないと考える方もいる。聞き取りした労働者全員が労働報酬下限額以上の賃金をもらっているかどうか、一概に判断しかねる。(委員) ・熟練労働者かそれ以外の労働者かは、事業者の判断に任されている。熟練労働者以外の労働者で、労働報酬下限額以下の方はいたのか。(委員) ・数人いたように思うが、労働報酬下限額以下の賃金なのかどうか、分析が済んでいないので正確な人数はわからない。(委員) ・労働組合の調査と足立区の調査は、調査対象が同じなのか。(委員) ⇒足立区の調査は、元請や一次・二次下請など回答者を指定しなかった。理由は回答期限が短期間であったためである。同じ設問でも、元請と下請では回答が違うのではないかと意見もある。意見の相違の可能性ある項目については、調査方法や調査対象等、労働者の実態が浮かびあがる方法を検討したい。(事務局) ・工事現場を視察した際、公契約条例の周知文書の掲載を確認したとのことであるが、仮に労働報酬下限額を守られていない工事現場では周知文書も掲載されていない可能性が高い。労働報酬下限額以上の賃金の支払いや、周知文書の掲載は事業者として当然ではないか。区は事業者に対し、公契約条例の周知について、強く指導しているのか。(委員) ⇒労働者への周知については事業者へ依頼している。周知文書については視察した全ての工事現場で貼られている。労働報酬下限額の賃金支払いについては、事業者から提出された労務台帳を確認する限り問題が無い。ポスターなど新たな周知方法についても、事業者の協力は得られるものと考えている。(事務局) <p>平成30年度労働報酬下限額(案)について、事務局が説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熟練労働者について公共工事設計労務単価の90%、熟練労働者以外の労働者については、我々が要望していた1万円の基準を配慮し、日給換算で9,500円ほどなので、この案で答申願いたい。(委員) ・保育士の賃金については、パートタイムと常勤で差がある。同一賃金同一労働であるが、パートタイムの賃金をいきなり大幅に引き上げるのは難し
--	--

いと思われるので、区臨時職員の加算額200円の半額である、100円の加算は妥当だと思う。一方、統一単価の1,000円についても東京都の最低賃金が958円、来年以降はもしかしたら1,000円台になることを鑑みると妥当な金額であると考え。 (委員)

- ・保育士の労働報酬下限額は、一般の労働報酬下限額と別枠でいいと思う。(委員)
⇒工事請負契約における熟練労働者と熟練労働者以外の労働者と少し状況は異なるが、仕事の専門性を勘案し、保育士は高くしたい。(事務局)
- ・保育士不足を背景に、保育士の子どもは優先的に保育園に預けられるようにしている例もある。保育士は若い方が多く、自分の子どもがいるために仕事が続けられない現象が顕著である。賃金の面でも、労働報酬下限額を別枠で設けるといふ配慮があつていいと思う。(委員)
- ・子どもが預けられるようになれば、保育士以外の職種でも働く女性が増える。今後こうした動きが広がることを考えると、賃金の面での取り組みはいい試みであると思う。(委員)
⇒保育士確保のため、当区も家賃補助など努力しているが、賃金の面でも配慮は必要と考える。(事務局)
- ・複数年にわたる契約や協定の労働報酬下限額は、東京都の最低賃金との逆転現象が懸念されたため、平成26年度と平成27年度の締結分は、逆転した場合、東京都の最低賃金とすることにした。これは事業者の了承を得て改正する。
一方、平成28年度と平成29年度の締結分は来年度から2種類に分けるが、保育士の労働報酬下限額について事業者の了承がすんなり得られるか、現時点では不明である。事業者の同意が得られるよう、努力したい。
平成30年度以降公募する指定管理者協定については、保育士の労働報酬下限額は別枠であると公示するため、問題にはならない。(事務局)
- ・保育士は有資格者と思うが、足立区には保育士の資格を持たない臨時職員もいるのか。(委員)
⇒保育士だけでは対応できない朝夕など忙しい時間帯には、保育士の資格を持たない保育補助員を配置している。(事務局)
- ・区議会では、看護師や栄養士についても労働報酬下限額を定めるべきだとの意見はなかったのか。(委員)
⇒総務委員会では職種ごとに定めるべきだとの意見もあつた。当審議会でもそのような要望があれば、今後研究していく。0歳児保育を行う保育園では看護師の配置も必要なので、栄養士と合わせて考えたい。ただし、看護師や栄養士については、臨時職員としての時間単価がないので、日給を8時間で時間単価を算出する。(事務局)
- ・配布資料の中で、介護の労働報酬下限額は民間の基準なのか。足立区でも従事人数は多いと思うのだが。(委員)
⇒当区の業務契約委託では、介護の業務契約委託はない。(事務局)
- ・野田市の介護専門員は、介護士とは違うのか。(委員)
⇒野田市の単価は指定管理者協定で、介護士の単価である。(事務局)

- ・足立区公契約条例における労働者の適用範囲として、監理技術者、主任技術者、現場代理人等が適用除外であるが、なぜか。（委員）

⇒足立区公契約条例を制定する際、先進自治体の野田市や多摩市を参考としたが、両自治体とも労働者の適用範囲から除いていた。全ての自治体の公契約条例を調べたわけではないが、監理技術者、主任技術者、現場代理人を労働者として含めている自治体は少ない。除いた理由の分析も済んでいないため、引き続き調査していく。事業主と見なすか、労働者と見なすかが、適用の判断基準になると思われる。（事務局）
- ・法定福利費については標準見積書の活用により、元請と下請との間ではある程度計上が進んでいる。しかし、発注者である区と元請との間では、法定福利費は一般管理費に含められているため、予定価格でどの程度計上されているか金額が不明である。

国交省は法定福利費を「見える化」するため建設工事標準約款を7月に改正し、直轄工事については10月1日から適用している。

足立区では国交省と同様に約款を改正する予定があるのか。（委員）

⇒約款の改正時期については未定である。このことは大きな問題なので、国はかなり前から業者に対して情報発信していた。現状では各自治体で対応が異なっている。国はペナルティも設けているが、当区で同様の対応ができるのかなど問題もあるので、他自治体の動向も注視しながら検討していきたい。（事務局）
- ・法定福利費は積算担当も苦慮している。一次下請は協力会社に対して、材料費や人件費等の詳細を全て明示しなければいけない。区の予定価格の内訳が明示されていないため、現実的には計上は難しい。（委員）
- ・法定福利費の補足として、全ての事業所が社会保険を適用しなければならないという、社会保険の適用についての大きな流れがあった。その際、以前から問題となっていたのは、一人親方は事業主なのか、従業員なのか、あるいは業務委託にあたるのか、切り分けが難しいことだった。

国民年金と土建国保が正しい形であるが、一人親方の集まりを一つの会社と考えれば社会保険を適用すべきではないかという議論が続いてきた。

従業員という扱いであれば、社会保険料分は法定福利費として計上されていないといけないので、その部分を国交省は明示にしたかった。

一人親方の中には、今日は業者の従業員、明日は一人親方というような方もいるので、現実的には線引きがうまくいかない。

国交省はこの点に切り込みたいので、法定福利費を明示させ、社会保険と連動させようとした。（委員）
- ・一人親方は業者と明確な雇用関係は結んでいない。あくまでも仕事の請負師である。一人親方に法定福利費を適用するのはすごく難しい。別の制度を作らないと無理ではないか。一人親方は労働法上も危うい立場にいる。業者が自主的に掛けている災害保険などを適用しなければ、本人が怠慢で保険に入らないと怪我をしても労災保険も下りない、厳しい立場だが、かえって気楽だからとの理由で、一人親方のままの方もいる。（委員）
- ・本日の意見や要望については、事務局の答申案に要旨を付して、委員のみみなさまに確認いただいた後、区長に答申することとしたい。議事録についても同様ということによろしいか。（会長）

—全委員が了承—